

# 6月は、市県民税（普通徴収）の納税月です

納税通知書は6月5日ごろに発送します。

## ◆平成20年度個人市県民税の納税通知書

平成20年度の市県民税は、平成19年1月から12月までの1年間の所得をもとに計算しています。

## ●納税通知書は・・・

- ・平成20年1月1日現在、仙北市にお住まいで平成19年中に所得がある方
- ・平成20年1月1日現在、仙北市にお住まいでなくても事務所や家屋敷を有する方  
に対してお送りします。

また、平成20年1月2日以降になくられた方に対しても、平成20年度分までは市県民税が課税されますので、相続人の方にお送りすることになります。

## ●平成20年度から前納報奨金制度が廃止されます。

お問い合わせ 仙北市役所税務課 TEL (43) 1117

## 「秋田県水と緑の森づくり税」[秋田県]

### 「秋田県水と緑の森づくり税」の概要（仕組み、用途等）

県では、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、平成20年4月から「秋田県水と緑の森づくり税」による取り組みをスタートしています。

### 税の概要については次のとおりです。

#### ●課税対象

毎年1月1日現在県内に住所を有する個人で、個人県民税均等割の課税対象である方

#### ●課税方法

県民税均等割超過課税（県民税の均等割に上乗せする方法）

#### ●税率等

個人：年額 800円

このことにより、個人市県民税均等割額は

平成19年度まで

3,000円（市民税）+1,000円（県民税）=4,000円

平成20年度以降

3,000円（市民税）+1,800円（県民税）=4,800円

となります。

法人：年額 法人県民税均等割額の8%相当額（1,600～64,000円）

### お問い合わせ先

税金の徴収や仕組みに関することは  
「秋田県総務企画部税務課」までお問い合わせ  
ください。

TEL 018 (860) 1123

税を活用する事業に関することは  
「秋田県農林水産部水と緑推進課」までお問い合わせ  
ください。

TEL 018 (860) 1750